

会 議 録

会議名称	第10回柳川市民文化会館（仮称）基本計画検討委員会
日 時	平成27年6月29日（月） 14:00～16:00
会 場	柳川市役所 三橋庁舎 第7会議室
出席者	[委 員] 姉川委員、草場委員、椛島（道）委員、安永委員、古賀（俊）委員、古賀（理）委員、大橋委員、野田委員（代理）、原委員、勝見委員、今村委員、黒田委員、古賀（弥）委員、齋藤委員 [事務局] 袖崎生涯学習課長、野田文化係長、堤文化係長、生涯学習課文化係 須崎、堤（智） (株)シアターワークショップ 伊東、今川、中山
欠席者	[委 員] 立花委員、武末委員、森田委員、生田委員、壇委員、椛島（和）委員、大森委員
議題等	1 開会 2 会議録の確認 3 議題 (1) 柳川市民文化会館（仮称）基本計画（素案）に対する委員意見について (2) 柳川市民文化会館（仮称）基本計画（案）について 4 その他 5 閉会
会議資料	資料① 市民文化会館（仮称）基本計画（素案）に対する委員からの意見 資料② 柳川市民文化会館（仮称）基本計画（案） 参考資料 地域創造レター No.242 より「地域の公立文化施設実態調査」
次回会議	柳川市役所 三橋庁舎 3階 第2・3・4会議室 平成27年7月28日（火） 10時から

＜審議結果は次のとおり＞

1 開会

2 会議録の確認

- ・会議録の1ページ目、表題を第8回から第9回へ修正。

3 議題

(1) 柳川市民文化会館(仮称)基本計画(素案)に対する委員意見について

- ・資料1の6ページ、第二種住居地域なので建築法上は建てられないが、基準法の但書きで、県建築審査会で意見が通れば建てていい。建築審査会は簡単なものではない。審査会は学識経験者で検討され、消防署、保健所、警察署などの関係省庁の意見書が必要。それから設置場所から直線で100メートル以内の住民向けの公聴会で絶対反対の意見が出たら通らない。駐車場の問題が警察から出てくる。駐車場は予定台数をきっちりとしておき、それをどう確保するかという計画書を出さなくてはいけない。
- ・駐車場は想定している敷地内だけでは不足する。駐車場は周辺の市有地、水の郷などの公共施設の駐車場を利用させてもらい、行事等が重ならないよう、事前に調整をしながら確保していく。
- ・ピアノがどこでも動くということは、身障者、車いすもどこでも動けるということ。ピアノは1センチ以内の段差でしか動かせないので、ピアノが動かせれば必然的にバリアフリーになる。
- ・障害のある方に対する表現として難聴者が取り上げられているが、目の不自由な方など他にもいらっしゃる。そういった方たちも舞台を楽しめるよう、工夫をされている施設は他都市の例で具体的に事業を展開していく時に、参考にしてもらいたい。
- ・車いすの検討の際、車いす席という固定概念でいいのか、車いすの方でも良い席を選びたいはずだという話になった。もしそれが出来なかったら、職員が抱えていくなどの方法はある。そういう精神も持ってもらいたい。対応が設計の中でできればベスト。
- ・おむつ交換台などは設計段階で検討する。
- ・楽屋にピアノの設置というのは、電子ピアノでよいので、声だしをする時のために用意してもらえないかという要望。
- ・現柳川市民会館にはクロークはない。
- ・クロークは使い勝手や広さの問題もあるので、特に記述しない。

- 基本的に音響室などにあまり費用をかけずに、客席の一番後ろでやることも多いので、無駄なお金を使わないように計画してもらいたい。
- 照明関係はシーリングスポット室、フォロースポット室というのは客席の天井面から行う照明のスペースのこと。それを部屋形状にするのか、むき出しのキャットウォークにするのか。建築基準法上では、部屋タイプにすると面積換算をしなければならず、また、全体の面積が増え、機能的にも照射範囲が限られる。どこにでも自由に照明が当てられるように、茅野ではキャットウォーク形式で、部屋にもならず、面積カウントもしていない。
- 照明について、フロントサイドなどには最近 LED を吊り込むことが多いので、C型のコンセントを増やしてほしい。
- 音響調整室が舞台の袖周りにあるというのは、おすすめできない。操作の人数が少なく袖操作になってしまうと、音のチェックが出来なくなる。できれば客席の一番音を確認できる場所に置いてもらいたい。
- イベントホール、大ホール間で備品の移動ができる動線にしたい。大ホールに入れるピアノをイベントホールにも入れることができるよう、動線を確保したい。専用ではなく、両方で共有しながら使っていく。
- イベントホールの可動式の椅子のイメージは、いわゆるパイプ椅子のような椅子ではなく、ピアノ演奏などを鑑賞できるそれなりの椅子で、かつ可動式のものをぜひ探してほしい。
- イベント用のパイプ椅子や軽い椅子では無く、音響等にも配慮する椅子、少し高級なスタッキング椅子、極力音響の障害をしない椅子を探したい。
- 「可動」という場合は機械で動かすという意味になるので、「可搬」という表現の方が良いのではないか。ロールバックの場合は「可動」、スタッキングの場合は「可搬」。パイプ椅子は「稼動」という風に区別していた気がする。
- 「移動席」という表現に修正する。
- イベントホールは 200 席程度の平土間空間にしたい。その数の椅子を倉庫に入れるので、それ相当の倉庫が必要。現在示している面積は、あくまで想定。設計段階で詳細に検討したい。
- 舞台について、「仮設とし自由な位置に設定できるものとします」とあるが、仮設の場合、グランドピアノを舞台上げることになる。高さによっては上げるのが難しい。
- ピアノを上を持ち上げる機械がある。ピアノのお腹の部分を持ち上げて、そのまま前に押し出して、高さの違う舞台の上に乗せるという機構。電動方式と手動方式の両方がある。

- ・大ホールのステージ高とイベントホールのステージ高を一緒の高さに合わせておくと裏口から簡単に乗せられる。ピアノキャスターで15センチまでは上がるので、少しずつ上げていく方法はある。
- ・イベントホールとロビーと大ホールのレベルをどこで合わせるかというのが最大の問題。階段を作らないというのを原則としなければならない。
- ・ピアノ庫は定温20度の設定が必要だが、その温度がもったいない。ピアノの上部はデットスペースになるので、その部分に棚を作って絵を収蔵しておけば、ギャラリーの倉庫を使わなくても良い。
- ・ギャラリーは、市民のヒアリングの中で、市に市民の作品を展示するスペースがないという意見があったため、市民ギャラリーという形で、作品を展示してはという提案。ただし、小さいホールが平土間イベントホールなので、展示面積が足りない場合は、イベントホールを展示ギャラリーとして使用することも考えている。また、予算の関係でどうしても面積が厳しくなった場合には、ギャラリーを削除し、イベントホールを兼用で使うという考え方も必要。
- ・契約時期は、平成29年度の後半（秋～冬）から着工可能ではないかという想定。
- ・消費税増税が予定されており、来年の10月1日以前に契約すれば、8パーセントでいいと思う。着工は遅くても構わないが、契約が来年の9月末までにできるかどうか聞きたい。
- ・設計にかなりの時間を要する想定するので現実的には厳しい。
- ・2パーセント違うと40億だと8000万違う。材料が高騰している時代では8パーセントで契約できると良い。
- ・スケジュールとして、基本計画案のパブリックコメントを7月1日から実施予定。議会に7月の頭に説明する。市民のパブリックコメントへの回答、それと議会の同意等を得た後に、基本設計・実施設計の予算取り。順調にいけば9月の議会で設計予算を計上し、10月から設計業者の選定。設計業者の選定も2～3か月は最低かかると考えており、設計に入るのは早くても年明けになるのではないか。そこから10か月程度で設計をまとめるとすると半年程度で基本・実施設計まで完了しないといけないので、厳しいと考える。どんなに急いでも設計は28年度いっぱいかかるか、もう少しかかるかもしれない。
- ・社会資本整備交付金はいろいろなメニューがあり、今回活用しようと考えているのは、「旧・まちづくり交付金」と呼ばれていたもの。交流施設という位置付けで認定を受けることができれば、事業費上限21億円の4割が補助金として交付される制度で8億4千万円ほどの補助を受けられ

- る。ただし、国の財源も非常に厳しく縮小傾向にあり、現状では、かなり採択のハードルが上がっている。柳川市では既に取り組んでいる事業もあり、既存の計画の変更として加えられないか、県・国に相談をしている。国の補助金なので採択をしてもらわねばならず、その他の補助事業を探す必要があるかもしれない。
- ・総事業費 40 億円は補助金の見込みも含めてであり、40 億の上限は変わらない。市がどこまでの負担するかということになる。
 - ・総事業費にはこれに土地購入費は入っていない。
 - ・資料②の 3 の施設の規模及び事業費の項目で、事業費が書かれているが、これをどう執行するかという事業指標及び選定方法「PFI も検討した」ということも書いた方がよいのではないか。設計を来年 12 月までに完了させなければならないというのであれば、設計と施工を一発で出してしまうという方法もある。
 - ・建築審査会は 2 か月かかる。建築審査会の書類には完全図面が必要。例えば東屋を追加しようとしても、それを最初の段階で確認申請を受けておかなければならない。一旦、但書きの適用を受ければ、増築はその敷地内では全くできない。土地収用法に適用させる場合、更に 2 か月近くかかるので、その手続きだけで 4 か月となる。埋蔵文化財調査なども入ってきたりして、そういう諸々の条件が「但書き」に関係するので、日程の調整をきっちりに行わなければ難しい。土地代の支払いも消費税に関係してくるので、これから先は日程調整が余計に厳しくなってくる。
 - ・隣接する民有地を取得する必要がある、土地収用法の適用ができないかと検討中。土地収用法の適用は基本設計の図面が必要ということで、設計図面がないと、手続きにも入れない。合併特例債という 31 年度までの期限付きの財源を使うという想定になっているので PFI の活用は難しい。
 - ・開館は 32 年の 4 月にオープンさせたいが、進み具合にもよるし、竣工から開館まで最低でも半年は必要と考えている。いつ竣工できるかということがポイント。
 - ・「検討した」という文言が必要ではないか。
 - ・検討させてもらう。7 月 1 日にパブリックコメントを開始する予定で、パブコメ後もう一度最後の委員会開催するので、どのように取り扱ったかを説明する。パブコメ前の対応については会長一任でお願いしたい。
 - ・管理運営主体の比較表は、市民に提示するには分かりづらい。また、28、29 ページでは「ホールサポーター・ホールボランティア」、29 ページの市民参加のイメージの中では「サポートスタッフ・ボランティア」と記載されていて、一致していない。微妙に違う表現で、同じなのかどうな

- のか、分かりにくい。
- 管理運営主体の比較表は、それぞれのケースごとに記載するように変更する。箇条書きにした方が分かりやすいと思う。28ページの「ホールサポーター・ホールボランティア」、29ページの「サポートスタッフ・ボランティア」については、表記を統一させたい。
 - ホールサポーター・ホールボランティアというのはどこから出てきた文言なのか。
 - もともとはボランティアという言葉の方が使われていたが、市民参加は自己実現のために自らの意思でやることで、ボランティアという表現では意識の持ち方がずれてきている。一方、ホールサポーターという呼び方はJリーグから始まっており、最近はこの表現が増えてきている。同じチームのメンバーとして、実際自分もそこに参加して、運営主体とともに活動をしているメンバーであるという意識を持つ、という意味でホールサポーター。使い分けをされている。
 - ホールサポーターの方がよいと思う。
 - 管理運営で、芸術基本法との関係が抜けている。文化行政はまず行政が責任をもってやることを明確にしないと、金が安ければ良いだろうになりがち。ホールは赤字で絶対儲からないので、建てるにしても、運営にしても、税金を投入しなくてはならない。税金は一部の者だけが利用するものではない。ホールを建てるのも運営も文化行政に基づいたものということから、直営にするか指定管理者にするかということをも明記した方がよい。文化振興条例をつくって、その中で五ヶ年計画の文化行政を立て、文化会館の役目はどうあるべきかということ定義していく必要がある。ホールの運営に関しては、行政が責任を持つところから始めないと難しい。短絡的に指定管理者にすると、財政的に四苦八苦する。
 - 本来は文化振興条例があった上で、それに基づいてホールの役割が決まり、そこでホールの建設計画が生まれてくるというのがよいが、柳川市の場合は文化振興条例がまだない。
 - 文化振興条例は、本来もう少し早く着手をしたかったが、様々な事業等の関係で着手が遅れており、建設の議論が先に進んでいる状況。文化振興計画は今後の補助事業の確保等の観点からも必要であると考えている。本年度着手に向けて準備を進めている。
 - 前から順番に読むと管理運営の部分で民間事業者が出て「業者に任せるのだな」と見えて違和感がある。柳川市がこういう方向で会館を運営していくと示したうえで、管理者を決めて運営していくもので、その部分

の記述が無い。管理運営主体の比較の表がポンとでてくると違和感がある。本来は管理運営等の最初の部分に、「きちんとこういう目的に沿ってやっていかなければいけないが、現実的に運営をするにあたっては、専門性が必要なので…」ということを加えたほうが良いのではないか。

- ・運営主体の概要の図で、市が最初に要るのではないか。
- ・市の位置付けについては、一番上に市を付け加えて、その下にぶら下がる形に修正する。公共施設管理の公共性の担保等は、25 ページの最初の管理運営等の段落のところに、その記載を追加し、市として運営をこういう風にしていくという記載をしたい。

(2) 柳川市民文化会館(仮称)基本計画(案)について

- ・9 ページのホワイエで、大ホール後方の壁を大きく開いてホールと一体利用ができるとあるが可動の大きな壁になると、遮音性の問題などをクリアできるのか。
- ・二重壁を設けて対応するように考えている。二枚とも開けられるものだが、普段は二重壁で間に空気層もあって遮音性が充分確保できるものと考えている。
- ・建物・敷地の中も喫煙・禁煙はどのような考えか。室内は全部禁煙で、喫煙室を外に設けるとか、あるいは敷地全体が禁煙なのか、最初に決めておかないと、後で追加設置したり、玄関周辺で吸うなど、みっともない。
- ・館内は原則禁煙でいきたい。演者の方は、喫煙される方も多いと聞いているので、演者スペースには、一部喫煙室等の設置も検討する必要がある。利用者の喫煙スペースは、置くのか置かないのかも含めて今後検討。喫煙スペースを置く場合は屋外で何カ所か目立たない位置に設ける。
- ・喫煙させないわけにはいかないなので、きちんと最初から計画的に入れたほうが良い。
- ・極力目立たない場所に喫煙スペースを設置することになる。
- ・19 ページ④景観・掘割の活用で「外堀に面しているが定期運航はなく、新しい川下りコースの開発も検討できます」と書いてあるが、21 ページでは「川下りの外堀コースに面した」となっている。どちらが正解か。
- ・外堀コースだが定期の運航はなく、希望すれば行けるようにはなっている。
- ・新しい川下りコースということはわかるが、今あるのかないのか。どっちにもとれるような書き方。
- ・コースはあるので、後ろの方が正です。前の方を修正します。

- ・実際に今も「どんこ舟」は通っている。
- ・西側道路から入るところは、信号の手前から左に曲がり、狭い道を直進してプールにぶつかり、右折後に左折となる。動線が複雑で狭い。建物も大事だが、観客が入ってくるころの改善が必要。催し物の際には、メインは広い方の道を来られると思うので、この狭いクランクの道を通すのはどうか。
- ・西側の道路が幹線道路で、メインの道路になると思います。しかし、市民プールは改修後10年程度しか経っておらず、すぐに壊すという状況にはない。東側はゴルフ練習場敷地を取得する予定で、そちらをメインとして使用していきたい。極力、東側から入っていただくよう、誘導したい。
- ・問題は入口で、どこから入っていいかわからない道を入ること。プールを目指して入って行って離合も出来ない道で、更に右折、左折しなければならない。体育センターを取り壊すと少しは広がるだろうが、入口からめげる。近隣遠方から車で来られた方には問題である。入口には、現在コンビニと岩田屋があり、退いてくれと言えないことは理解するが、改善が必要。東側の道路は狭い道路なので、メインとはなかなか考えづらい。
- ・西側は店舗が数店あり、近々に退いてもらう状況にない。将来的に店舗の閉鎖等があれば相談する可能性もあるが、すぐに市で買収ということはない。将来的には敷地の南側に国道433号線のバイパスが、西側の幹線道路・橋本辻町線まで繋がる予定で、南側に新しい動線をつくる可能性もあると考える。将来的なアクセスについては、西側と新設予定の南側道路からのアクセス両方を考慮し、今後検討をしていきたい。ただし、すぐということではないので、当面は東側をメインに考えていく。
- ・駐車台数は計算が必要だが、600台くらいは必要。来る時は良いが、帰る時は一度に出ていくので、いかにスムーズにまわすかが重要である。案内標識の準備も必要。その為の付帯工事費が必要である。
- ・水の郷にも駐車場があり、歩いたら5分位だが、近隣の人は行かない。また、水の郷で同じような興行があると、足りなくなる。周りに少しずつでも、駐車場を準備した方がよい。
- ・座席数は800席は確保したいので、800席より少し多い程度で計画したい。詳細は設計段階で800席を超える客席数は確保したい。
- ・建物に関しては書いてあるが、外構に関しての記載が無い。景観・掘割の活用で、少々書いてある程度。広い敷地ではないので、敷地内で駐車場を全て賄うことができないことは分かるが、基本構想に建物と掘割の間を市民の賑わいのスペースとして活用し、イベントの無い時にも活用するという考えがあったと思う。

- ・掘割の船着場から建物に入る部分、建物と船着場の間に広場を設け、市民が憩えるような空間づくりをしていきたい。施設機能図に掘割→広場→会館という流れを記載している。この広場と市民文化会館のホワイエ等を繋げて使えるようにしたい。
- ・駐車場は、外構として広場と駐車場があるという程度でも記述すべき。

4 その他

- ・今回の意見を反映させ、7月1日にパブリックコメントを実施する予定。パブリックコメントの市民意見をまとめ、これに対する事務局の対応案も次回会議へ提示する。次回の会議で最終案の取りまとめを行ってもらい、最終の会議とさせていただく予定。
- ・市民から離れた一部の人の特定のホールになってしまわないように、常に市民と歩調を合わせて進めてほしい。
- ・最後の参考資料だが、直営から指定管理の移行が進展しているという内容。簡単に指定管理と言ってしまうのは、決して良いことではない。市民が使いやすい、市民のための公共文化施設となるようお願いする。

5 閉会